

新潟県担い手確保・経営強化 支援事業補助金交付要綱

令和8年3月27日
(一部改正)

新潟県農林水産部地域農政推進課

目 次

新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱

新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱	1
(別 表)	7

様 式

○ 別記第1号様式 (交付申請書)	8
別記第1号様式の別紙 (様式A)	9
○ 別記第1号様式の2 (変更交付申請書)	14
○ 別記第2号様式 (変更承認申請書)	15
○ 別記第3号様式 (事業中止 (廃止) 承認申請書)	16
○ 別記第4号様式 (事業遂行状況報告書)	17
○ 別記第5号様式 (実績報告書)	18
○ 別記第6号様式 (年度終了実績報告書)	20
○ 別記第7号様式 (仕入れに係る消費税相当額報告書)	21
○ 別記第8号様式 (財産管理台帳)	24
○ 別記第9号様式 (概算払請求書)	25

新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援を図るため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別記に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかななければならない。
- (11) 市町村は、助成対象者に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、実施要綱に従うべきこと。

イ 事業により取得し又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、市町村の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書の備考欄に記載してある場合は、次の条件により市町村による補助金の交付の決定をもって市町村の承認を受けたものとする。

(7) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(4) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

ウ イによる市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

（交付申請書）

第4 県規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2の補助金変更交付申請書によるものとするが、第5の規定により補助金変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

第5 第3の(1)及び(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、補助金額の3割以上の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第6 第3の(1)及び(2)に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

第9 県規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(事業遂行状況報告)

第10 県規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期の末日(6、9、12月末日とし、第4四半期を除く。)現在において、別記第4号様式による事業遂行状況報告書を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第17の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書をもってこれに代えることができる。

2 前項による報告のほか、知事は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11 県規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 県規則第12条の規定による実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して、20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 市町村は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに別記第6号様式により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 第4の2ただし書により交付の申請をした場合は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

5 第4の2ただし書により交付の申請を行い、1の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第7号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、市町村は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（県規則第13条の規定による確定をいう。）の日の翌年5月末までに同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第12 知事は、第11の1による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の納付を命ずるものとする。

3 前項の補助金の納付期限は、当該命令のなされた日から15日（市町村において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は60日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第13 知事は、第7による事業等の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 市町村が、法令、本交付要綱又は法令若しくは本交付要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村が、補助金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が、事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 助成対象者が、事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 助成対象者が、補助金を事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12の3の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（取得財産の処分の制限）

第14 県規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 県規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

- 3 市町村は、取得財産等においては、第3の(9)の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加えて、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整理保管しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書の備考欄に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第15 市町村は、事業を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（交付金の経理）

- 第16 市町村は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
 - 3 市町村は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（概算払）

- 第17 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数及び経路）

- 第18 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、2部とする。
- 2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

（雑則）

- 第19 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成28年2月17日から実施する。
- 附 則 改正後の要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年10月11日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年1月30日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和3年1月28日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和4年2月3日から施行し、令和3年12月20日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和5年1月13日から施行し、令和4年12月2日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年2月22日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和7年3月27日から施行し、令和6年12月25日から適用する。
- 附 則 改正後の要綱は、令和8年3月27日から施行し、令和8年1月23日から適用する。

別表(交付基準)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金	1 担い手確保・経営強化支援対策 市町村が実施要綱別記1の第1 の1に基づいて行う事業に要する 経費	定額、1/2以内※1	経費の欄に掲げる1 及び2の経費の相互間 における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃 止
	2 附帯事務費 市町村が1の経費にかかる事業 の実施に関し、指導監督等を行う のに要する経費	1/2以内※2		2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える 増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金 の30%を超える減

※1 担い手確保・経営強化支援対策の補助率

(1) 融資主体型補助事業

事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金（国が本事業により補助するものに限る。以下同じ。）の額を合計した額を補助する。

なお、事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次のアからウまでのうち最も低い額（助成対象者が市町村が認める者等である場合は、ア又はウのいずれか低い額）を限度とする。

ア 助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額

イ 助成の対象となる経費のうち事業を行う場合に活用する融資額（以下「プロジェクト融資額」という。）

ウ 助成の対象となる経費からプロジェクト融資額及び地方公共団体等による助成額（農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。）を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は15分の1とし、担い手支援計画等に位置付けられたプロジェクト融資（以下「プロジェクト融資」という。）のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に補助率を乗じて得た額に相当する額とする。

※2 附帯事務費の補助率

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に実施要綱別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とする。

別記第1号様式

(地域振興局長 経由)

令和 年度 新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職・氏名

令和 年度において別紙のとおり標記事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則
第3条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

(注) 申請書記載中の「別紙」は、「第1号様式の別紙(様式A)」及びその他必要な書類をいう。

(様式A)第1号様式の別紙

I 事業の目的

--

II 事業の内容及び計画(又は実績)

区分 (事業名)	事業費 G=A+B+C +D+E+F	補助事業に要 する経費(又は 補助事業に要した 経費) H=A+B+C	負担区分					対象経営体負担経費		備考
			国費 A	県費 B	市町村費 C	その他 D	融資			
							E	自己負担 F		
(1) 事業費	0	0	0	0	0	0	0	0		
ア 担い手確保・経営強化支援対策	0	0							経営体	
イ 追加的信用供与補助事業	0	0	0	/	/	/	/	/	保証希望融資額 円	
(2) 附帯事務費	0	0	0	/	0	/	/	/	適否 (市町村:1の事業費の0.4%以内)	
市町村附帯事務費	0	0	/	/	/	/	/	/		
計	0	0	0	0	0	0	0	0		

[附帯事務費の具体的な使途]

	具体的な使途
附帯事務費	・○○地 ・△△地 □□、◇◇ □□、◇◇

(注) 具体的な使途欄は、経営局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

III 事業完了予定(又は完了)年月日 年 月 日

IV 収支予算(又は精算)

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 費					
県 費					
市町村費					
合 計					

2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 事業費					
ア 担い手確保・経営強化支援対策					
イ 追加的信用供与補助事業					
(2) 附帯事務費					
市町村附帯事務費					
合 計					

注 実績報告の際、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

V 添付書類

- 1 市町村が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
- 2 次の資料及び助成対象者における消費税等の納税対応状況確認表(様式Aの関係書類)
 - (1) 申請地区一覧(様式A-別紙1)
 - (2) 担い手確保・経営強化支援対策の実施内容(内訳)(国実施要綱に規定される別紙様式第3号別添1)
 - (3) 担い手確保・経営強化支援計画書(別紙様式第1号)
 - (4) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書(別紙様式第1号別添1)

添付資料は、担い手確保・経営強化支援計画の承認申請(又は変更承認申請。以下「承認申請等」という。)において提出したもの及びその他必要と認められるものとする。
承認申請等で提出済みの資料については、添付を省略することができるが、事業費に変更がある場合は、変更後のものを添付すること。
ただし、実績報告においては、上記2により交付申請書に添付した資料(内容に変更がある場合は変更後のもの)を全て添付すること。

- 3 融資を活用する場合は、融資の名称、金額、融資用途を確認できる書類の写し(融資決定・融資実行通知等)【実績報告の場合に限る】

様式A－別紙1（担い手確保・経営強化支援対策）

申請地区一覧

市町村名	市町村への配分額 (又は割当内示額) A	地区名				地区配分額 B	備考
			担い手確保・ 経営強化支援 対策	追加的信用 供与	市町村 付帯事務 費		
〇〇市町村		〇〇地区	0	0	0	0	
合計			0	0	0	0	差額 (A-B) 0

事業完了(予定)年月日 年 月 日

注1 変更地区（又は追加・中止地区）について、備考欄にその概要を記載すること。

また、上段（ ）内に変更前、実数を変更後として記入すること。

注2 配分額(又は割当内示額)以内で申請する場合は、理由書を添付すること。

理由書

配分額 (又は割当内 示額) A	今回申請額 B	既申請額 C	差額 D= A-(B+C)
6,465,000	3,600,000	0	2,865,000

【概要】

〇〇〇〇（理由を整理）
 <例（以内申請）>
 北陸 三郎の育苗ハウス他を導入する計画で、事業要望していました。しかし、〇〇により事業実施が困難となり、〇〇月〇〇日に事業取り止めを届け出ました。
 市として検討した結果、事情やむをえないことから、北陸 三郎の育苗ハウスの整備を取り止めることとなりましたので、以内申請します。

	要望時			申請時			備考
	対象機械	事業費	助成金	対象機械	事業費	助成金	
〇〇〇〇	トラクター	9,000,000	2,700,000	トラクター	9,000,000	2,700,000	
	籾摺機	1,000,000	300,000	籾摺機	1,000,000	300,000	
		10,000,000	3,000,000		10,000,000	3,000,000	
△△△△	育苗ハウス	6,476,610	1,942,000		0	0	事業中止
	畦塗機	887,250	266,000		0	0	
	フレコンスケール	2,192,820	657,000		0	0	
		9,556,680	2,865,000		0	0	
その他		2,000,000	600,000		2,000,000	600,000	
合計		21,556,680	6,465,000		12,000,000	3,600,000	差額2,865千円

【今後の予定】

時期	内容
なし	差額については、不用額とし、今後の申請予定ありません。

(様式Aの関係書類)

助成対象者における消費税等の納税対応状況確認表

市町村名	地区名	地区毎の助成経団体の整理番号	助成対象者名	消費税等納税対応予定(又は状況の確認結果)(該当に○)										備考	
				1 課税売上げなし	2 市町村の一般会計	3 免税事業者	4 納税義務者								イ 課税売上げ割合が95%以上
							(1) 簡易課税制度採用者	(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超	(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下			ア 課税売上げ割合が95%未満	イ 課税売上げ割合が95%以上		
									(ア) 一括比例配分方式	(イ) 個別対応方式					
消費税等仕入控除税額の区分															
該当なし										含む	該当なし	あり			
〇〇市	〇〇地区														
	〇〇地区														
	〇〇地区														

(注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
 ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
 財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 ※2 みなし法人
 人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
 4 変更のあった助成対象者は、その上段に変更前を()書きで記載すること。
 なお、実績報告書を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く)
 (実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定の資料等の名称及び年月を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに交付要綱第11の4の手続を行うこと。)

別記第1号様式の2

(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
変更交付申請書

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更して実施したいので、補助金 円を金 円に変更交付されたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(以下、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記第1号様式の別紙(様式A)には、同様式「V添付資料」欄の2(1)及び(2)を必ず添付し、その他の関係書類については変更のあったもののみ添付すること。

別記第2号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度 新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により変更承認を受けたく、新潟県担い手確保・経営強化支援事業交付要綱第5の規定に基づき下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容 (別記第1号様式の別紙に準じて作成)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記第1号様式の別紙(様式A)には、同様式「V添付資料」欄の2(1)及び(2)を必ず添付し、その他の関係書類については変更のあったもののみ添付すること。

別記第3号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認を受けたく、新潟県担い手確保・経営強化支援事業交付要綱第7の規定により申請します。

記

- 1 事業中止(廃止)の理由
- 2 事業中止(廃止)しようとする以前の遂行状況
 - (1) 事業
 - (2) 経費

ア 経費の支出状況

交付決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止(廃止)に 伴う不用額		備 考
	事業に要した 経費	補助金 の 額	事業に要する 経費	補助金 の 額	事業に要する 経費	補助金 の 額	事業に要する 経費	補助金 の 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	事業に要する 経費	補 助 金 の 額	事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出済額と支出予定額に区分して 記載すること。

別記第4号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事

様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、新潟県担い手確保・経営強化支援事業交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

- 1 事業遂行状況
第 ・四半期末 現在
- 2 報告内容
別紙のとおり

別記第4号様式の別紙

1 事業遂行状況
(第 ・ 四半期末)

(単位：円、%)

区分	計画事業費 A	交付決定額	事業の遂行状況				備考
			月 日までに完了したもの		残事業		
			出来高事業費 B	進捗率 B/A	事業費 D	完了予定 年月日	
	円	円	円	%	円		
合計							

(注1) 区分欄には、第1号様式の別紙(様式A)の「II 事業の内容及び計画」欄に記載された事項について記載すること。

(注2) 市町村は、助成対象者の出来高を確認のうえ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の省略することができる。

2 事業開始年月日
年 月 日

3 事業完了(予定)年月日
年 月 日

別記第5号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度 新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、別紙
のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。
(なお、あわせて精算金 円の交付を請求します。)

- (注) 1 別記第1号様式に準じて関係書類を作成し添付し、軽微な変更があった場合は変更部分を2段書きし、変更前を()書きで上段に記載すること。
- 2 補助金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、第1号様式の別紙(様式A)のIVの2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

令和 年度新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業について、新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱第11第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	事業費(A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を（ ）書きで上段に記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記第7号様式（地域振興局長 経由）

令和 年度 新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
仕入れに係る消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱第11第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
3 消費税等の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ・添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・助成対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

[添付資料]

- ・その他参考となる資料

(注) 交付要綱第 11 の規定による実績報告を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額（交付要綱第 4 の 2 の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告すること。

また、交付要綱第 11 の 3 の規定により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（県規則第 13 条の規定による確定をいう。）の日の翌年 5 月末までに報告すること。

別記第7号様式の参考資料 助成対象者別内訳一覧

1 返還該当地区の概要

【 担い手確保・経営強化支援事業 】

事業種目	実施年度	市町村	地区名	助成対象者	事業内容	実績報告時				消費税等相当額報告書の内容		
						事業費 ①	国費 ②	確定補助率 ③=②÷①	仕入れに係る 消費税相当額 のうち国庫補 助金分	事業費 ①	消費税等相当額 ※	
											④=①×8/108	うち国費相当額※ (補助金返還額) ⑤=③×④
									該当なし			
					小計							
				地区計								
				その他の地区								
				市町村の合計								

(注1) 事業種目欄には、担い手確保・経営強化支援対策、追加的信用供与補助、附帯事務費のいずれかを記載すること。

(注2) 適宜、行を追加すること。

※ 1円未満切り捨て

2 返還理由

財 産 管 理 台 帳

事業実地主体名: _____

市町村・地区名		○○市 ○○地区		事業実施年度	令和 ○年度		農林水産省所管補助金名 県事業名	担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金(担い手確保・経営強化支援事業) 新潟県担い手確保・経営強化支援事業									
区分	事業の内容				工期		経費の配分(円)				処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	助成対象者名	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分期限 年月日		承認 年月日	処分の内容
									国費	県費	市町村費	その他					
	小計		/	/	/	/						/	/	/	/		
	小計		/	/	/	/						/	/	/	/		
	合計		/	/	/	/						/	/	/	/		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 また、補助対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請とあわせて承認を受けている場合は、摘要欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 6 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類とあわせて整備・保管すること。

別記第9号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県担い手確保・経営強化支援事業補助金
概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業種目	事業実施主体	事業費 A	交付決定額 B	既受領額		今回請求額		出来高 月 日現在		残高 B-(C+D)	事業完了予定 年月日	備考
				金額 C	C/B %	金額 D	D/B %	事業費 E	E/A %			
		円	円	円	%	円	%	円	%	円		
合計												

- (注1) 事業種目欄には、担い手確保・経営強化支援対策、追加的信用供与補助、附帯事務費のいずれかを記載すること。
- (注2) 第10のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。
- (注3) 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。